

## 平成23年度第3回政治資金適正化委員会

### (開催要領)

1. 開催日時：平成23年8月11日（木） 15時00分～15時40分
2. 場 所：総務省 6階 601会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

### (議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 政治資金監査報告書チェックリストについて
  - (2) 政治資金監査に関するQ&Aについて
  - (3) 政治資金監査報告書の記載例の掲載について
  - (4) 政治資金監査に関する研修（下半期）の実施計画について
  - (5) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（下半期）の実施計画について
  - (6) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
  - (7) その他
3. 閉 会

### (配付資料)

- 資料1-1 政治資金監査報告書チェックリスト
- 資料1-2 政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表
- 資料2 政治資金監査に関するQ&Aの改定
- 資料3 収支報告書に支出が計上されていない政治団体の政治資金監査報告書記載例の取扱いについて
- 資料4 政治資金監査に関する研修（下半期）の実施計画について
- 資料5 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（下半期）の実施計画について
- 資料6 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金監査における領収書等の取扱いについて

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成23年度第3回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙中のところ、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、まず事務局より人事異動のごあいさつがありますので、お願いいたします。

【高田事務局長】 今、私の隣におりますけれども、しばらくは参事官は空席といえますか、おりましたんですけれども、復興のほうの業務に当たっておりましたが、8月1日付で参事官として岡本が着任をいたしましたので、ご紹介申し上げます。

【岡本参事官】 ただいまご紹介いただきました岡本でございます。参事官として一生懸命、事務局を務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 よろしくお願ひします。

次に、平成23年度第1回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員からご意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第1回委員会の議事録について、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 ご異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思ひます。また、平成23年度第2回委員会の議事録につきましてはお手元にお配りしておりますので、同様にご意見等がありましたら事務局までご連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題「政治資金監査報告書チェックリストについて」の説明を事務局にお願いいたします。参事官、お願いいたします。

【岡本参事官】 それでは、ご説明をさせていただきますので、資料1-1、1-2のほうをお出しいただければと思ひます。既に委員の皆様ご存じのとおり、政治資金監査報告書にまだミスが見受けられるものがあるというご指摘をいただいているところでございまして、委員会におきまして、監査報告書チェックリストが必要であるというご指摘もいただいております。そこで、事務局で検討してきた案につきまして、今回お諮りするものでございます。資料1-1、1-2を見比べて、説明のほうを聞いていただければと思ひます。

記載例についてでございますけれども、既にご案内のとおりパターンとして4パターンあるわけですが、それに関しまして、まず1から11までは共通の項目となっております。番号と項目名だけ読ませていただきますと、1番が日付、2番が国会議員関係政治団体の名称、3番が代表者の氏名、4番が登録政治資金監査人の署名、5番が登録番号、6番が研修修了年月日でございます。

1の監査の概要でございますけれども、7番が定期分の根拠条文、8番が解散分の根拠条文となっております、9番でございますけれども、政治資金監査の対象書類、10番が登録政治資金監査人の責任、11番が政治資金監査の実施場所ということでございまして、それぞれのチェック項目、チェックリストとなっているところでございます。

12番以降がパターンによりまして分かれていくわけでございますけれども、まず、①政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（1））についてでございます。12番が保存対象書類について、13番が収支報告書の支出状況について。

14番が領収書等を徴しがたかった支出の明細書等についてでございますが、こちら14番のほうは資料1-2の2ページになりますけれども、読ませていただきますと「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴しがたかった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた」ということで、こちらの会計帳簿に基づいて記載されていた場合は④のパターン、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成する必要がなかった場合には、チェックリストといたしましては14番でございますけれども、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった」と記載されているかということ、両方見ていただいて判断していただくという形としておるところでございます。15番が業務制限となっているところでございます。

②会計帳簿に記載不備がある場合（記載例（2））についてでございます。12番は先ほどと同様でございますが、13番でございます。こちらは会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載ということで、先ほどとは異なった記述になっているところでございます。また、14番、15番、16番は番号が1つずつずれておりますけれども、パターン1の、記載例（1）の場合と同様のチェック内容となっております。

③会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合（記載例（3））でございます。12番、13番、14番は記載例（1）と同様の内容となっております。おめくりいただきまして、5ページでございますけれども、15番、16番、17番が異なっております。

て、15番が領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載、16番が支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載、17番が高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載となっております、それぞれのチェック項目がございます。18番の業務制限については、番号がずれておりますけれども内容は一緒でございます。

④収支報告書に支出が計上されていない場合でございます。こちらは、いわゆる記載例(1)の変更バージョンとも言えるわけでございますけれども、12番といたしまして、保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか、また13番として、収支報告書の支出状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているかというような記載となっておりますけれども、こちらに関しまして、1点ご説明をさせていただきますと、資料1-2でございますが、最後のページになるわけですが、⑬のほうを見ていただき、アンダーラインの部分だけ読ませていただきますと、「収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた」となっているところでございます。

これに関しまして、事前のレクの際に委員からご指摘がございまして、こちらはいわゆる支出が計上されていない場合の例でございますので、支出がゼロの場合であるので、支出状況を表示するというこの表現、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていたという表現が適当ではないのではないか、再検討すべきではないかというご意見を承ったところでございます。これにつきまして、事務局で持ち帰って検討したところでございますけれども、この記載例につきましては、既に一度委員会でご検討いただいております、またご了承いただいているものでございますので、事務局としては今回の資料としましては、従前ご決定いただいた資料として提出させていただいているものでございますけれども、必要に応じて委員会でご議論をいただければと思っております。

14番でございますが、領収書等を徴し難かった支出の明細書等ということで、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は存在しなかった旨が記載されているかとなっております。15番の業務制限例はいずれも同じ記載となっているところでございます。

資料1-1、1-2の説明としては以上でございます。よろしくお願いたします。

【上田委員長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞご発言いただきたいと思いますが、今、参事官のご説明にありましたように、記載例のところですか、資料1-2の一番最後の9ページのところですけれども、⑬のところ、こういう記載でいいかどうかという点も踏まえまして、何かご意見がありましたら、どうぞご発言いただきたいと思っております。今の参事官のお話もございましたように、支出がもともとない

のに支出の状況が記載されていたというのは、語義矛盾じゃないかという意見もあるやに聞いているということなんですけれども、いかがでございますか。

【牧之内委員】 ちよつと……。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 事前にお聞きしたときに、今、委員長がご指摘のようなことをちよつと私も申し上げたんですが、事務局でじゃあ検討してみましようということだったんですけれども、検討の結果、既に委員会で決定したからということではなくて、このほうが他とのバランスとかいろいろな意味でいいんだという結論であればそれはそれでいいと思います。ただ、委員会で一度、もう既に決めたことだからということであれば、今回改めてこのチェックリストをつくるわけですから、その際に再検討するということはやぶさかでないのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょう。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【岡本参事官】 そこに関しましては、おっしゃるとおりでございます、ただ基本的な表現ぶりといったしまして、法律の条文がございますので、「会計帳簿に基づいて表示されていた」という表現ぶりは、基本線としては維持する必要があるのではないかというのが事務局としての考えでございます。ただ、そこに関して、基本線を維持した上で、例えば委員会で皆様から合意をいただくということがあるとすれば、「支出の状況が表示されていた」となっておるわけですが、ここが例えば「会計帳簿に基づいて支出が計上されていない状況が表示されていた」というような表現ぶりであれば、法的なところの整理もできると思いますし、わかりやすくなるということも考えられるのではないかと思っておりますが、またご議論を賜ればと思います。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 小見山です。監査におきまして、監査報告書というのはあくまでも読み手を前提に考えなくてはいけない。表題に、どこにも、この1、2、3、今度4つ目ができるわけですが、その定義がされておりませんので、一番最初のページを見た段階ですべて同じような状況でございます。また、よく読んでいけばなるほどそうなのかということがわかるわけございまして、実際に、8ページ目の(4)の計上されていない場合の監査報告書を拝見いたしますと、ちよつと読んでいるうちに、何となくクエスチョンマークが出てくるような感じもなきにしもあらずではないかなと。したがいまして、(4)というものをこのたび新たに標準化としてひな形をつくられるのであれば、今お話しいただ

きましたように、やはりこのところを少し変えて表示されたほうがよろしいんじゃないかなと思います。

【上田委員長】 ほかの委員さん方、いかがでございますか。谷口委員。

【谷口委員】 私も賛成です。

【上田委員長】 日出委員もよろしゅうございますか。

【日出委員】 私は、会計帳簿の中には支出がないというのは8ページのなお書きのところで書いてあって、収支報告書は会計帳簿に基づいてその支出の状況が表示されているというのであれば、素直に読めばわかるかなと思ったので、特に異論はなかったんですね。ただ、今言ったとおりに読み手のほうから言えば、もっとわかりやすくということであれば、先ほどの事務局の案でも構わないと思います。

【上田委員長】 じゃあ、そういう方向でちょっと検討していただきたいと思います。谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 2点あって、1つは14番のところなんです、チェックリストのほうには徴難明細を作成する必要がなかった場合だけが書いてあって、徴難明細を作成する必要があった場合はこちらの記載例のほうを見てくださいますと。それだとあっち行ったりこっち行ったりしなくちゃいけないので、もし可能であれば必要なときはここ、必要じゃないときにはこうこうというふうに、こっちのチェックリストに書いていただいたほうがよりわかりやすいのではないかというのが1点。

それから2点目は、実に瑣末なことなんです、徴難明細を作成するのは政治資金監査人ではありませんので、これだと「作成する」の主語がよくわからなくなっちゃうような気がする、そこのところも誤解のないように少しだけ表現を変えていただければ。

【上田委員長】 参事官、何かあれば。

【岡本参事官】 ただいま谷口先生にご指摘を賜りましたように、確かに記載例のほうには領収書等を徴しがたかった支出の明細書等を作成する必要がある場合と書いてあり、チェックリストのほうは作成する必要がなかった場合のみの記載となっておりますので、ややわかりにくいというところは、事前に委員長からもご指摘をいただいたところでもございますので、このところは支出の明細書等を作成する必要がある場合は記載例に従うというような表現ぶり、その後、後段に関しましては、現在見ていただいています案のような表現を基本的にそのまま入れるということで、修文のほうを検討させていただきたいと考えております。

【高田事務局長】 2点目のほうは、作成主体ですね。確かにこのチェックリストの文章は作成する必要がなかった場合というふうな書き方ですので、もし明らかにするのであれば、例えば冒頭に「会計責任者において」とかいう言葉が入れば、会計責任者において作成する必要がなかった場合ということで、主語を加えるということで意味としてはわかりやすくなるかなと思います。

また、今参事官が申し上げた分については、同じ並びで、会計責任者において領収書等を徴し難かった支出の明細書等が作成されている場合には、記載例に従って記載されているか、またチェックリストの原文に戻りまして、必要なかった場合は云々というようなことで、2段に分けて、ある場合はこちらの記載例によって、ない場合はこう書かれているかというような書きぶりにさせていただけたらいかかと思いますが。

【上田委員長】 ほかの点で何か。小見山委員どうぞ。

【小見山委員】 これは私のほんとに素朴な疑問でございますが、チェックリスト自体は性格的に、政治資金監査人が自ら行ってどこにも出すことではないというようなものがございますから、Y e s、N o、該当なしの欄の中で、N oのところ、何でこれが付いているのかがちょっとわからないんですね。N oでもよろしいということを行っているかのようなことでして、Y e s若しくは該当なしがあるべき姿じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【岡本参事官】 こちらに関しましてはご存じのとおり、政治資金監査チェックリストにおきましても、Y e s、N o、該当なしという項目もありまして、そういう中で記載させていただいているところでもございますし、実務のほうは先生のほうが大変お詳しいわけですけれども、最終的にY e sにしてもらう必要が、基本的にももちろんあるんだろうと思うんですけども、一番初めのときの段階でN oのところ、それはあるのかもしれないなという思いもあるんですけども、N oを最終的にはY e sにしていっていただくということになるのではないかと思うのですが。

【上田委員長】 日出委員、どうぞ。

【日出委員】 チェックリストは監査報告書に添付するものでもなく、監査人が自分の報告書をあくまでチェックするものなので、私はN oということはないと思うんです。あくまで、これは税務でもそうですけれども、書類をそろえていたかということを確認するという意味なので、そういったものであれば、そこで確認されていなければN oとチェッ

クする前に、きちんと直してそれで確認するという形になると思うので、私はN oというのではないだろうなと思っています。あくまでこれは、確認できたかというふうなことを問いかければそれでいいのかなと思っています。

【高田事務局長】 おっしゃられるとおりでらうとは思いますが、先ほど参事官が申し上げましたように、今、既にこのテキストの中に入っておりますチェックリスト、これは政治監査そのものを行う場合の部分ですが、そちらのほうと同じようにY e s、N o、該当なしという構成になっておりますので、それと合わせて今回も形式的には作ったという、その1点なわけでございますが。

【上田委員長】 先ほどのお話、小見山委員の最初の話にもありましたように、よそに出すものではないですから、監査人の方々がそれぞれちゃんとここでやったかということを確認してもらうためのリストですから、その意味ではN oというのはあんまり意味がないかもしれませんけれども。小見山委員。

【小見山委員】 今、拝見いたしました。前にもちゃんと載っているのを確認しまして、これは私はわからないのは、前のところはひょっとしてN oもあっていいものがあるのかもしれないんですね。ただ、ちょっとわかりません。全部きちっと見ておりませんので。ですから、例えば今回こういう形にさせていただいて、今後、政治資金監査のチェックリスト自体も見直さなくちゃいけないときに、全部これを一括して見直していただくというような形でお願いできませんでしょうか。

【高田事務局長】 わかりました。

【上田委員長】 日出委員、どうぞ。

【日出委員】 やはり監査のほうのチェックリストと報告書のチェックリストとは、質が違うと思うので、監査のほうはヒアリングに行くべきとか、それから監査した段階で訂正されてないというのであればN oとか該当なしというふうなことはあり得る。ですからこれはY e s、N o、該当なしは当然だと思うんですよ。報告書は自己チェックですので、全く質が違うので、そこはやはり同じように考えるべきではないじゃないかと。たとえチェックリストという名前が一緒であっても中身は違うので、そこは別な表頭のほうがわかりやすいような気がします。

【上田委員長】 その点、また事務局で検討していただくということで。

【高田事務局長】 確認をいたしまして、監査報告書のほうは確かにおっしゃられるとおり監査人ご自身でつくられるものですので、監査を行う場合のチェックの仕方とは、今、

日出委員からご指摘あったように、やはり違う面はあるかなというふうな、おっしゃられるとおりでと思います。自分で作成する過程でチェックをして、チェックがつかない場合はその段階で止まるわけですので、そういう面は確かにあるかと思っています。もう一度項目を洗ってみまして、もし必要がないようなものであれば、またNoの項目については除くことも含めて整理をしたいと思っています。

【上田委員長】 もし修正が必要な場合には、これは委員長の私に一任していただいてということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 そのほかの点について何かございますか。では、この件につきましてはおご了承いただいたということで、先に行きたいと思いますが。

次に、第2の議題の「政治資金監査に関するQ&Aについて」の説明を事務局にお願いします。参事官、お願いします。

【岡本参事官】 それでは、資料2につきましてご説明をさせていただきます。政治資金監査に関するQ&Aの追加の件でございます。趣旨といたしましては、貯金事務センターが発行いたします振替受払通知票の振替口座利用の手数料についてでございます。こちらは次のページで実際の現物の資料も付いておりますので、そちらのほうも適宜ご参照いただければと思いますが、金額及び年月日は明らかになっているところがございますけれども、目的の規定に関しまして「料金」としか記載されていないということがございます。後ろの資料のほうに関しましても、例えば690円のところでそういうことになっているわけがございますけれども、しかしながら当該料金は貯金事務センターに対して支払われるものでございますので、振替受払通知票の受取人が貯金事務センターに対して支出した料金は手数料であると推認されますので、当該手数料の領収書等に該当するものとして差し支えないと考えられるのではないかとということがございます。

なお、さらにその後ろの資料でございますけれども、政治資金監査に関する領収書等の取り扱いについてということで、平成20年度の第10回委員会に提出させていただいた資料、かなりの部数になりますけれども、一応参考のため添付をさせていただいているところでございます。

そこで案といたしましては、政治資金監査指針、個別監査指針のところ、現在問いが38まであるわけですが、39といたしまして、郵便振替受払通知票に関しまして、貯金事務センターが発行する振替受払通知票は振替口座利用手数料の領収書等として認め

られるかということに関しまして、領収書等に該当しますというアンサーとしたいという案でございます。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞご発言いただきたいと思っております。これはよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 ご了承いただいたということで、先に進めたいと思っております。

次に第3の議題の「政治資金監査報告書の記載例の掲載について」の説明を事務局にお願いいたします。参事官、お願いします。

【岡本参事官】 資料3のほうをごらんいただきたいと思っております。先ほどの資料1とも関連するわけですが、収支報告書に支出が計上されていない政治団体の政治資金監査報告書記載例の取り扱いについてということでございます。

平成21年度の第3回の委員会におきまして、この記載例が追加されたところでございますが、実際、登録政治資金監査人の方々が政治資金監査を進めていく中で、現在(1)、(2)、(3)とあるわけでございますけれども、さらに収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例を政治資金監査マニュアルに追加してほしいという要望が寄せられたところでございます。実は現在ホームページ等を見てみますと、(1)、(2)、(3)はワードファイルをダウンロードできるんですけれども、(4)に関しましては、第3回委員会資料として記載はあるわけなんですけれども、ワードファイルでダウンロードすることができないという状況になっておるところでございます。そこで、その利便性を増すということもございまして、この4つの記載例につきましても、一覧性のある形でホームページに掲載することとしたいということに関しまして、委員会にお諮りするものでございます。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞご発言ください。よろしゅうございますね。

【日出委員】 報告書は、当然直してということで……。

【岡本参事官】 先ほどの分は、直して掲載させていただきます。

【上田委員長】 この議題につきましてご了承いただいたということで、先に進めたいと思っております。

次に、第4の議題の「政治資金監査に関する研修(下半期)の実施計画について」の説明を事務局にお願いいたします。参事官、お願いします。

【岡本参事官】 資料4でございます。政治資金監査に関する研修（下半期）の実施計画についてということでございます。1番でございますように、下半期の研修会といたしましては、記載のとおり計6回の予定をさせていただきたいと考えております。

なお、報告事項といたしまして、3番でございますが、希望する研修日・研修地を示して、5人以上の研修を修了していない登録政治資金監査人の方が研修の実施を要望する場合で、研修を実施することができるという制度が今回始まったところでございますけれども、下のほうの参考のところでございますが、上半期の8月19日の名古屋市でその研修会が予定されているところでございます。こちらが第1回の研修会となる予定でございます。また、上のほうでございますけれども、下半期10月14日の鹿児島市に関しましてもそのようなご要望で、同じ形で実施したいと考えておりまして、いずれも税理士の方々の関係でございます。

また今回、委員の皆様のご尽力をもちまして、弁護士会、公認会計士協会にもご協力をいただける仕組みが整いましたので、御礼申し上げますとともに、ご報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 この件について、もうこれはよろしゅうございますね。

【小見山委員】 ちょっとよろしいですか。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 いいですか、すみません。その5人で研修を行うということは非常にいいことだとは思っておりますが、例えば、今回税理士会の方からのご要望でおやりになると。その折にそれを、こういうことをやるんだからということで、会計士とか弁護士のほうにご通知なさることになるんでしょうか。

【上田委員長】 参事官。

【岡本参事官】 そちらはそうように通知するという事で対応いたしております。ご指摘ありがとうございます。

【小見山委員】 そうですか。ありがとうございます。

【上田委員長】 ほかに何かございますか。よろしいですか。

では次に、第5の議題の「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（下半期）の実施計画について」の説明を事務局にお願いします。参事官、お願いします。

【岡本参事官】 資料5でございます。フォローアップ説明会（下半期）の実施計画についてでございます。下半期におきましては、実施日といたしまして記載のとおり計7回

の予定をさせていただいております。下のほうが今までの上半期分のフォローアップ説明会ということでございますけれども、現在、7月28日の大阪市の分まで開催をしたわけでございますけれども、アンケートも取らせていただいておりますが、基本的にはフォローアップ説明会は高評価をいただいているものと考えておるところでございます。また、東京で7月13日に開かれたわけですけれども、このフォローアップ説明会は大変応募者の方が多いという状況でございます、全員の方を受け入れることができませんでしたので、下半期、上のほうになりますけれども、総務省講堂で行う東京分は2回に分けるような形で、希望される方々の受け入れというのをしっかりと図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

【上田委員長】 この件についてご質問やご意見がございましたら、どうぞご発言ください。

大した件じゃないんですけれども、まず先ほどの研修の日取りと、それからフォローアップ説明会の日取りと一致しているところがあるんですけれども、これは何か時間を分けておやりになるということでございますか。

【岡本参事官】 時間を分けてさせていただくということがございます。

【高田事務局長】 基本的には、午前中に研修会を開催いたしまして、午後をフォローアップ説明会という形で開いている場合が多うございます。ごらんいただきますと、先ほど説明がありました5人以上の方からご要望があつてという場合については、基本的には研修を開く場ですので研修会のみということになっておりますし、またフォローアップ説明会のほうでは今、参事官が申しました東京といいますか、総務省講堂で追加をした分については、これは今度は逆にフォローアップ説明会だけというような基本的な形で大体行っております。

【上田委員長】 せっかくの機会だから研修も一緒に聞きたいというフォローアップ参加者はいないんですか。

【高田事務局長】 少ないんですけども、いますね。そういう方は午前中研修を受けて、そのまま午後のフォローアップ説明会という方もいらっしゃることはいらっしゃいますけれども。

【上田委員長】 別にそれは構わないわけ？

【高田事務局長】 それは差し支えないですが、私どもの狙いとしましては、フォローアップ説明会はまず当初研修を受けていただいた後、やはり継続的に機会をとらえて、い

ろんな知識であるとかノウハウについて確認をしていただくという趣旨ですので、決して拒むものではありませんけれども、効果としては、私どもの狙いとしては、そういう狙いで開催させていただいているということでございます。

【上田委員長】 ほかに何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

では、本議題についてご了承いただいたということで、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 次に第6の議題の「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 資料6のほうをごらんいただければと思います。まず1番、登録政治資金監査人の登録状況ということでございます。8月5日付の登録分までの総登録者数ということになります。下を見ていただきますと登録者数として3,940名というところまで達したところがございます。4,000名にかなり近づいたような状況になってきているところでございます。

次に、2番のほうでございます。政治資金監査に関する研修の実施状況ということでございます。平成23年度に關しましては、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分と各月分も記載させていただいておりますけれども、23年度の合計は98名、約100名弱というような状況になっているところでございます。

また3番の、先ほどご指摘もいただいていたフォローアップ説明会でございますけれども、人数といたしまして平成23年6月分が47名、7月分が332名ということで、23年度の合計といたしまして379名になっておるところでございます。参加者の方も非常に意欲的に参加していただいておりますので、昨年966名が参加いただいておりますけれども、同程度かやや上回るという程度までご参加いただけるのではないかと考えておるところでございます。以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、ご質問やご意見がございましたら、どうぞご発言ください。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について、事務局から何かありますでしょうか。

事務局長、お願いします。

【高田事務局長】 今日ご議論いただきました中で、チェックリストの関係であります

とか、あるいはQ&A、さらには報告書の記載例の部分でございますけれども、一部ご指摘のありました点について修正等を加えました上で、またホームページのほうに掲載もしまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

【上田委員長】 そのほかの点につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。

参事官、お願いします。

【岡本参事官】 それでは、本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、高田事務局長によりましてブリーフィングをさせていただくことを予定しております。また本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定でございますけれども、今、修正を賜りましたので、修正をいたしまして配布させていただきたいと考えております。また、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員のご連絡先に8月12日、明日の夕方ごろに確認のご連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【上田委員長】 それでは以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【岡本参事官】 次回の委員会についてでございますが、委員の皆様方に日程調整をさせていただきました結果、10月5日水曜日の午後1時半から開催をさせていただきたいと考えております。詳細につきまして、後日文書にてご連絡させていただきますけれども、日程の確保方、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【上田委員長】 本日は終始、熱心にご審議いただき、まことにありがとうございました。以上をもちまして、閉会とさせていただきます。